

道路運送法改正に伴う運賃に係る協議方法の変更について

令和5年4月に改正された道路運送法の施行に伴い、令和5年10月以降の運賃等に関する協議については、道路運送法第9条第4項に規定する協議会において実施することとなりましたので、「ふじみ野市地域公共交通活性化協議会」に分科会を設置し、運賃等の協議を実施する必要があります。また、同法第9条第5項に運賃等の協議を実施するときは、事前に公聴会の開催その他の住民、利用者、その他利害関係者の意見を反映するために必要な措置を講ずることが規定されました。

これまで

【地域公共交通会議又は活性化協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

旧 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、運賃等について関係者間の協議が調ったときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

施行規則 9条の2概要

法第9条第4項の協議が調ったときは、地域公共交通会議又は（活性化）協議会において協議が調っているときとする。

令和5年10月1日以降

【公聴会の開催等により、住民等の意見を聞く】

※パブリックコメント募集、市政広報紙、地域住民へのアンケート調査、事業者や事業者団体へのヒアリング実施などを想定

新 道路運送法 9条5項概要

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

【協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

新 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調ったときは、協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

- 一 市町村又は都道府県
- 二 当該一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 地方運輸局長
- 四 市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として指名する者

関東運輸局 がんばる地域応援プロジェクト 2023 第4回勉強会資料より抜粋

運賃協議を行う分科会の構成委員（案）

	区分	選出区分	所属
1	構成員	市町村	・ ふじみ野市長が指名する者 (都市計画課長)
2		一般乗合旅客自動車運送事業者	・ 当該運賃を定める運送事業者 ※複数の運送事業者が同じタイミングで運賃を定めようとする場合1事業者毎に分科会の開催が必要となる。
3		地方運輸局長	・ 国土交通省関東運輸局
4		市町村の長が住民の意見を代表する者として指名する者	・ 自治組織連合会 ・ 民生委員・児童委員協議会連合会 ・ 手をつなぐ育成会 ・ 公募委員